

緑の風
TIMES

JREU

JR東労組

(東日本旅客鉄道労働組合)

東京都渋谷区代々木2丁目2番6号

JR新宿ビル13F 〒151-8512

電話 03-3375-5740(代)

発行人 山口浩治 編集人 湯ノ目亜矢子

月2回(1日、15日)発行/一冊20円

(組合員の購読料は、組合費に含む)

2018年9月1日

第683号

JR東労組ホームページは

←こちらからアクセス

http://www.jreu.or.jp/

◆ 提案からの経過 ◆

- 5月17日 「乗務員勤務制度の見直しについて」会社より提案を受ける
- 5月22日 申27号「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ(38項目)提出
- 6月1日 申27号第1回団体交渉
- 6月2日 申27号第2回団体交渉
- 6月5日 申27号第3回団体交渉
- 6月26日 申2号「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ(その2)(34項目)提出
- 7月3日 「賃金制度の改正について」会社より提案を受ける
- 7月4日 申2号団体交渉
- 7月24日 申4号「乗務員勤務制度の見直しについて」並びに「賃金制度の改正について」に関する申し入れ(14項目31点)提出
- 7月27日 申4号第1回団体交渉
- 8月1日 申4号第2回団体交渉
- 8月6日 申4号第3回団体交渉
- 8月9日 乗務員の特殊性を堅持し、安全・健康・ゆとり・働きがいのある乗務員勤務制度と職場を創り出す8・9集会(連車部会主催)
- 8月10日 申6号乗務労働の特殊性を堅持し、安全確保と技術・技能継承を維持できる「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の実現を求める申し入れ(9項目)提出
- 8月21日 申6号団体交渉
- 8月30日 議事録確認締結・協定調印・妥結

私たちの声で働きやすい職場をつくろう!

新「国鉄労女女性フォーラム政策実現委員会」意見交換会

13:00~ 乗務員勤務制度の見直しについて

お茶会

15:00~ おやつを食べながらおしゃべり

これから復職して制度を利用することへの不安が多くなされました。全ての働く仲間にかかわる制度の見直しということで、みんなで制度の検証をして、私たちの働き方について考えていくことが重要であることを確認しました。

これからも集まる機会を継続しつつ、情報を共有して職場に広め、働きやすい職場づくりを目指していきます。

「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」妥結!

安全が大前提!『新しい乗務員の勤務制度』の考え方を变えるものではない!

「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保された制度へ!

◆ 団体交渉での主な確認事項 ◆

- 乗務員勤務制度(通称:青本)の考え方は基本的に変わらない。
- 乗務員は、移動する列車に拘束されている労働である。
- 稠密線区における朝食を目的とした行先地の時間を5分拡大。時間帯7時から10時を6時から10時に延長する。
- 短時間行路であっても標準数の考え方と算出方法は今までと変わることなく、列車本数と距離によっておこなっていく。
- 短時間行路は乗務する対象者での運用を基本とする。
- 予備の位置づけは変わらない。
- 支社企画部門社員・当務主務・乗務員指導担当等社員は「乗務員交番作成規程」にある在宅休養時間の定めは適用されないが、その趣旨の配慮はおこなっていく。
- 支社企画部門社員が乗務する場合は変形労働時間制を適用とし、フレックスタイム制の適用対象外とする。基本的には週3日程度乗務するとし、支社勤務前の乗務を基本としていく考えである。前泊・後泊することを前提に考えてはいない。訓練は兼務箇所として本線乗務員と同様に行う。
- 当務主務は直当業務を担い、人材育成を目的とするものであり、効率化するものではない。
- 指導担当が担っている添乗指導、教育・訓練等の人材育成に関する業務が遂行できる環境を確保するために、業務量の調整や業務の見直しに取り組んでいく。指導担当が乗務する短時間行路は職場の状況に応じて設定していく。
- 「行路選択制」は、育児・介護勤務A適用者が、日中帯の短時間行路をベースにした行路から自ら選択できるものとする。
- 育児・介護勤務A適用者が6時間を超える勤務をする場合は、本人が希望した場合のみとする。
- 育児・介護勤務A適用者に限り、業務に支障がない場合は、所定労働時間に達するまでの時間を一部欠勤(「欠在」の取扱い)として帰宅することを可能とする。会社が認める欠勤の取扱いなので、人事課には反映させない。【全系統】
- 深夜早朝勤務手当の見直しをおこなう。【全系統】(下表参照)
- 今回の改正は人件費の削減を目的としたものではなく、乗務員についても社員個々の支給額は平均で増額する想定をしている。
- 環境整備の具体的な箇所は地方での議論とし、本社財源となる場合も優先順位をつけて対応していく。
- 各地方の短時間行路の運用については、線区ごとの輸送形態や箇所の実態に応じて設定する。
- 事案の重みを踏まえて検証していく。

※団体交渉の詳細については、業務部速報を参照ください。

深夜早朝勤務手当の見直し(改正後)

深夜帯	拘束時間	始業時間	①	②	③	
労働時間が深夜帯に4時間以上			2,300	2,100	1,900	①施設、電気の屋外作業②信号扱い、輸送指令等③その他 ※今改正で、乗務員と構内入換乗務員は③に該当となる
拘束時間が深夜帯全て含む			2,300	2,100	1,900	
拘束時間の一部が深夜帯			1,650	1,500	1,350	連続深夜加算額を増額し、1,700円で統一。
	拘束10時間以上		1,300	1,200	1,100	勤務指定で休日勤務が指定された場合、所定勤務者の代務として、勤務のすべてに就いた場合は、超過勤務手当と併わせて支給する。
	拘束8時間以上	5:00-7:30 18:30-22:00	1,150	1,050	950	

乗務労働の特殊性について議論を深め 安全第一の職場をつくり出そう!

山口県周防大島町で
行方不明に
なった2歳
の男の子が
3日後に無
事に発見され、多くの人が驚き、発見したときの喜びを涙ながらに話す姿に感動した人も多かったと思う▼この男性は年金生活の中で、東日本大震災や西日本豪雨などの被災地にボランティアとして復興に尽力されているという。自らの意思で困窮している人の立場に立ち、無償で手を差し伸べることは容易にできるものではない▼労働組合の役員として、組合員のために力を注いでいるかと自戒せられたのは私だけではないと思う▼秋のたたかいの大きな柱は「組織拡大」である。新生JR東労組運動を進めている中で、やむなく脱退した組合員の再結集を目指すも、一度失った信頼を取り戻すことは容易ではない。全機関役員の献身的で継続的な活動によってのみJR東労組運動への理解を深めてもらうことができる▼ボランティアの男性が2歳児の行動を考慮し発見したように、組合員に寄り添った活動・意識を踏まえた方針づくりが問われている。(J・U)

赤ペン

5月17日に「乗務員勤務制度の見直し」、7月3日には「賃金制度の改正について」会社よりの提案を受けてきました。解明要求づくりの際には、1,400件を超える組合員の声を集約して団体交渉に臨んできました。そして、申27号「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れから、申2号、申4号、申6号の4本の申し入れをおこないました。ダイヤ改正に向けた準備の時間も踏まえ、時間軸を意識しながら、合計95項目、およそ35時間に及ぶ労使議論を積み重ねました。8月21日に団体交渉を終了し、8月30日に議事録確認を締結、協定に調印し妥結しました。

提案からおおよそ3ヶ月半という短期間でしたが、職場での議論・要求づくり、本部の激励行動、8・9集会、関係会議など、多くの取り組みを積み上げていきました。職場からの要求の全てを実現することはできませんでしたが、「安全・健康・ゆとり・働きがい」を柱に据え、「乗務員勤務制度」を維持しました。短時間行路の導入にあたっては、主たる業務を明確にし、その業務が遂行



乗務員の特殊性を堅持し、安全・健康・ゆとり・働きがいのある乗務員勤務制度と職場を創り出す8・9集会



600名を超える
仲間が結集!

8月9日に赤羽会館において連車部会主催で開催しました。高橋業務部長が「この間の経過と今後のたたかう視点」を提起し、そのことを踏まえてパネルディスカッションをおこないました。会場からも発言を受け、本部として問題点を精査し、再度会社に向けていくこととしました。そして、職場のたたかいは基礎に全地本が一体となり、要求実現に向けて奮闘していくことを全体で確認しました。

横浜地本女性フォーラム政策実現委員会は8月31日に「乗務員勤務制度の見直しについて」をテーマに意見交換とお茶会を開催し、育児休職中や子ども連れの女性組合員など9名が集まりました。

これから復職して制度を利用することへの不安が多くなされました。全ての働く仲間にかかわる制度の見直しということで、みんなで制度の検証をして、私たちの働き方について考えていくことが重要であることを確認しました。

これからも集まる機会を継続しつつ、情報を共有して職場に広め、働きやすい職場づくりを目指していきます。